

平成二十三年法律第百八号

# 十三年法律第百八号 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

自次	第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別措置法 第一節 市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給（第二条の二—第二条の七） 第二節 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達（第三条） 第三節 入札の実施等（第四条—第八条の八）
附則	第四節 価格目標の策定等（第八条の九） 第五節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等（第九条—第十五条） 第六節 調整交付金の交付等（第十五条の二—第十五条の十一） 第七節 解体等積立金（第十五条の十二—第十五条の十八） 第八節 積立金管理業務（第十五条の十九—第十五条の二十二） 第九節 電気事業者の義務等（第十六条—第二十条の二） 第十節 電力・ガス取引監視等委員会（第二十一条—第二十七条） 第四章 納付金の納付等 第一節 小売電気事業者等に係る納付金の納付等（第三十一条—第三十七条） 第二節 電気事業者に係る納付金の納付（第三十八条—第三十九条） 第三節 納付金徴収等業務（第四十条—第四十二条） 第五章 調達価格等算定委員会（第四十三条—第四十九条） 第六章 雜則（第五十条—第五十五条） 第七章 責則（第五十六条—第六十三条）

第一章 総則

**第一条** この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済社会的環境に応じたエネルギーの安定的な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となつてゐることに鑑み、再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もつて我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一 太陽光

二 風力

三 水力

四 地熱

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの)(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。第九条第五項及び第七項において同じ。)

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの

4 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者(以下単に「一般送配電事業者」という。)、同項第十一号の三に規定する配電事業者(以下単に「配電事業者」という。)及び同項第十三号に規定するものをいう。

第五条 この法律において「特定契約」とは、第九条第四項の認定(第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)と電気事業者が締結する契約であつて、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る第三条第二項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

## 第二章 再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置

### 第一節 市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給

#### (供給促進交付金の交付)

第二条の二 経済産業大臣は、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模(以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。)のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場(電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。第二条の四第二項第二号及び第十五条の三第三号において同じ。)における売買取引又は小売電気事業者(同法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。)若しくは登録特定送配電事業者(同法第二百七十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)への電力の卸取引(以下この章及び第三十二条第四項において「市場取引等」という。)による供給を促進することが適当と認められるもの(以下「交付対象区分等」という。)を定めることができる。

認定事業者は、交付対象区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、市場取引等により供給するときは、当該再生可能エネルギー電気の供給に要する費

3  
3  
の交付金（以下「供給促進交付金」といふ）の交付を受けることができる。  
事業法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行うものとする。

4 経済産業大臣は、交付対象区分等を定めるときは、あらかじめ、当該交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けた同法第四条第一項第二十八号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。次条第七項及び第三条第八項において同じ。）の意見を聞くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聽かなければならぬ。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5 経済産業大臣は、交付対象区分等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

7 供給促進交付金は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定により推進機関が徴収する納付金、第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定により推進機関が徴収する金銭、第十五条の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭並びに第二条の六の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもつて充てる。

（基準価格及び交付期間）

第二条の三 経済産業大臣は、毎年度、供給促進交付金の算定の基礎とするため、当該年度の開始前に、交付対象区分等のうち、第四条第一項の規定による指定をしたもの以外のものごとに、当該交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する基準価格（交付対象区分等において再生可能エネルギー電気の供給を安定的に行うことと可能とする当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格をいう。以下同じ。）及び供給促進交付金を

認定事業者に交付する期間（以下「交付期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるとときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、基準価格及び交付期間（以下「基準価格等」という。）を定めることができる。

基準価格は、当該交付対象区分等における再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第八条の九第一項に規定する価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤その他の事情を勘案して定めるものとする。

経済産業大臣は、交付対象区分等ごとの再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー電気を発電する事業の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、第一項の規定により定める基準価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき基準価格等を当該年度に併せて定めることができる。

前項の規定により基準価格等を定めた交付対象区分等については、その定められた年度において、第一項の規定は、適用しない。

交付期間は、交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

経済産業大臣は、基準価格等を定めるに当つては、第三十六条の賦課金の負担が電気の使用者に対し過重なものとならないよう配慮しなければならない。この場合において、経済産業大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聴くことは、あらかじめ、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならぬ。この場合において、経済産業

大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る基準価格等並びに当該基準価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。

経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めると認めるときは、基準価格等を改定することができる。

第七項から第九項までの規定は、前項の規定による基準価格等の改定について準用する。

（供給促進交付金の額）

**第二条の四 供給促進交付金の額**

令で定める期間ごとに、認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下同じ。）に当該認定発電設備に係る供給促進交付金単価を乗じて得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

前項の供給促進交付金単価は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

**第二節 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達**

経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の区分等のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気にについて、当該再生可能エネルギー発電設備の規模その他の事由により、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達することが適當と認められるもの（以下「特定調達対象区分等」という。）を定めることができる。

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、特定調達対象区分等のうち、次条第一項の規定による指定をしたもの以外のものごとに、特定調達対象区分等に該当する再生可能エネルギー電気の調達につき、当該特定調達対象区分等に該当する再生可能エネルギー電気の見込量を算定した額その他の必要な事項を通知し

2 推進機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

#### （予算上の措置）

政府は、供給促進交付金を交付するため、必

要な予算上の措置を講ずるものとする。

（時調達契約の申込み）

認定事業者は、交付期間中に市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことにより支障が生じた場合において、当該支障が認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものに該当するときは、電気事業者に対し、交付期間を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が、経済産業省令で定める方法により算定した価格（第十五条の三第一号において「時調達価格」という。）により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約（以下この章、第三十二条第五項及び第三十五条第二項において「時調達契約」という。）の申込みをすることができる。

認定事業者は、市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことができるようになつたときは、一時調達契約を解除することができる。

（時調達価格）により再生可能エネルギー電気を供給しようとする者は、その定められた年度において、第二項の規定は適用しない。

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達対象区分等については、その定められた年度において、第二項の規定は適用しない。

再生可能エネルギー電気の供給を行ふことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第八条の九第一項に規定する価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤（この法律の施行前から再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。）

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるとき

は、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。

経済産業大臣は、特定調達対象区分等ごとの再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー電気を発電する事業の状況その他的事情を勘案し、必要があると認めると認めるときは、電気事業者に対し、交付期間を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が、経済産業省令で定める方法により算定した価格（第十五条の三第一号において「時調達価格」という。）により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約（以下この章、第三十二条第五項及び第三十五条第二項において「時調達契約」という。）の申込みをすることができる。

認定事業者は、市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行ふことができるようになつたときは、一時調達契約を解除することができる。

（時調達価格）により再生可能エネルギー電気を供給しようとする者は、その定められた年度において、第二項の規定は適用しない。

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達対象区分等については、その定められた年度において、第二項の規定は適用しない。

再生可能エネルギー電気の供給を行ふことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第八条の九第一項に規定する価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤（この法律の施行前から再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。）

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

（時調達価格）により再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当つては、第三十六条の賦課金の負担が電気の使用者に対し過重なものとならないよう配慮しなければならない。

絏済産業大臣は、特定調達対象区分等又は調達価格等を定めるときは、あらかじめ、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて



において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第二条の三第七項」と読み替えるものとする。

3 第三条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の調達価格等について準用する。この場合は、第三条第八項と読み替えるものとする。

**第八条の二** 推進機関は、入札業務に関する規程（以下この条及び次条第二項第一号において「入札業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 入札業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした入札業務規程が入札業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、推進機関に対し、入札業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（業務の休廃止等）

**第八条の三** 推進機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、推進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて入札業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
一 前条第一項の認可を受けた入札業務規程によらないで入札業務を行ったとき。  
二 前条第三項の規定による命令に違反したとき。

（帳簿）

**第八条の四** 推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、入札業務に関する事項で経済産業省令で定めるものの記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。（経済産業大臣による入札業務の実施等）

**第八条の五** 経済産業大臣は、推進機関が第八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を休止したとき、同条第二項の規定により推進機関に対し入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は推進機関が天災その他の事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第七条第十項の規定にかかるらず、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部又は一部を自ら行う場合及び推進機関が第

八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部又は一部を廃止する場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（公示）

第八条の六 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の三第一項の許可をしたとき。

二 第八条の三第二項の規定により入札業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 前条第一項の規定により経済産業大臣が入札業務の全部又は一部を自ら行うこととする（第八条の二）とき。

（推進機関がした処分等に係る審査請求）

**第八条の七** 推進機関が行う入札業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。

二 この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、推進機関の上級行政規定の適用等）

**第八条の八** 推進機関が入札業務を行う場合における第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定の適用については、第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第九項中「国」とあるのは、「推進機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第七条第九項の規定により推進機関に認められた手数料は、推進機関の収入とする。

**第四節 価格目標の策定等**

**第八条の九** 経済産業大臣は、調達価格等算定期会の意見を聴いて、電気についてエネルギー資源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（以下この条において「価格目標」という。）を定めなければならない。

2 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電事業の用に供する

エネルギー発電設備の区分等

六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する絏済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネル

3 経済産業大臣は、前二項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（画の認定等）

**第九条** 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に

により、再生可能エネルギー発電事業計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名稱を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四項第四号ロ及び第十五条の十五において同じ。）の氏名

三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項

七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する絏済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネル

ギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として絏済産業省令で定めるものの実施状況に関する事項

八 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下こうの節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方

3 第一条の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下こうの節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方

法に関する事項

九 その他絏済産業省令で定める事項

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下こうの節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方

法に関する事項

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。



一時調達契約に係る一時調達価格を乗じて得た額の合計額

二 当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を使用した量に相当する量の電気を自ら発電し、又は調達するとしたならばその発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

三 当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について卸電力取引市場における売買取引により得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

四 当該電気事業者が第十七条第一項第二号に掲げる方法による供給を行うことにより得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

## (調整交付金の額の決定、通知等)

**第十五条の四** 推進機関は、第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に對し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各電気事業者に對し、その者に對し交付すべき調整交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2 推進機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に對し、資料の提出を求めることができる。

## (予算上の措置)

第五条の五 政府は、調整交付金を交付するため必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。  
(積立命令)

第六条 経済産業大臣は、認定事業者が第十一条の三の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に對し、次条に規定する額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令に従つて行う積立ては、推進機関にしなければならない。

3 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又是一時調達契約を締結した電気事業者を經由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。  
(交付金相当額積立金の額)

第十五条の七 交付金相当額積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 認定事業者が再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合 第二条の四第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、同項の経済産業省令で定める方法により算定した供給促進交付金の額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

二 認定事業者が再生可能エネルギー電気を特定期契約又は一時調達契約により電気事業者に對し供給する場合 第十五条の二第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、第十五条の三の経済産業省令で定める方法により算定した調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

(供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除)

三 認定事業者が再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができ。推進機関は、前項の規定による命令を受けた認定事業者に對して第一項の経済産業省令で定める方法により算定した額から、前条第一号に定める額(当該供給促進交付金の額を限度とする)を控除するものとする。

2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除された額は、当該認定事業者が、第十五条の六第一項の規定による命令及び同条第二項の規定により交付金相当額積立金として推進機関に積み立てたものとみなす。  
(交付金相当額積立金の取戻し)

## (解体等積立金の積立て)

第十五条の九 認定事業者又は旧認定事業者(認定事業者であった者をいう。以下同じ。)は、当該認定事業者に對する額を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの(以下この節において「積立対象区分等」という。)を指定することができる。

2 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てることについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けた場合には、当該交付金相当額積立金の全部又は一部を取り戻すことができる。

## (交付金相当額積立金の推進機関への帰属)

第十五条の十 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置のうち経済産業省令で定めるものを講じた場合は、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てたための金額を解体等積立金として積み立てなければならない。

3 前項の規定による解体等積立金の積立ては、推進機関にしなければならない。

4 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を經由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生

に係る認定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金及び第二十九条第三項に規定する系統設置交付金等の交付の業務に要する費用に充てるものとする。

2 前項の規定により推進機関に帰属した金銭は、供給促進交付金、調整交付金及び第二十九条第三項に規定する系統設置交付金等の交付の業務に要する費用に充てるものとする。  
(返還命令等)

第十五条の十一 経済産業大臣は、第十五条の規定により認定を取り消すときは、その認定事業者に対して、認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができる。

推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。

2 第七節 解体等積立金

第十五条の十二 経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの(以下この節において「積立対象区分等」という。)を指定することができる。

2 認定事業者は、積立対象区分等ごとに、当該積立対象区分等ごとに、再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額(以下この条において「解体等積立基準額」という。)を乗じて得た額とする。

3 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、積立対象区分等ごとに、当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する解体等積立基準額を定めなければならぬ。

2 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用の額その他の事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、解体等積立基準額を改定することができる。

4 第二条の三第七項から第九項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第七項中「協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聴く」とあるのは、「協議する」と読み替えるものとする。

5 第十条の二第二項の規定は、同条第一項の規定により増設等に係る部分とそれ以外の部分とを區別して第十条第一項の規定による変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画における解体等積立基準額について準用する。この場合において、第十条の二第二項中「第二条の三第一項又は第三条第二項」とあるのは、「第十

可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

7 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を告示しなければならない。

8 前三项の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。



一 料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行つてはならない。ただし、その再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行うときは、この限りでない。

二 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気卸供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるとときは、当該電気事業者に対し、相当の期限を定め、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

三 料金の水準が卸電力取引市場における電力の売買取引の価格の水準と同程度のものであること。

四 電気事業者並びに小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、再生可能エネルギー電気卸供給約款により再生可能エネルギー電気卸供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

七 電気事業者は、第一項の規定により再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出をしたとき起業は、経済産業省令で定めるところにより、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を公表しなければならない。

(禁止行為等)

2 二 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するときに、特定の者に対し、不当地優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 一 特定送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

（一）特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給を利用して、又は提供すること。

（二）特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するときに、特定の者に対し、不当地優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当地不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3 第二十条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、認定事業者から卸取引により供給される再生可能エネルギー電気並びに特定契約及び一時調達契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならない。

（小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等）

2 第二十一条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため必要があると認めるときは、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者に対し、認定事業者から卸取引により供給される再生可能エネルギー電気並びに特定契約及び一時調達契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならない。

（小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等）

2 第二十二条 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気並びに特定契約及び一時調達契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー電気の供給の確保に関する電気事業者等の責務)

**第二十条の二** 電気事業者は、再生可能エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することを求められた場合には、当該接続に必要な費用について必要な説明をすることその他他の再生可能エネルギー発電設備の接続を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他の再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第十節 電力・ガス取引監視等委員会**

(意見の聴取)

**第二十一条** 経済産業大臣は、第十七条第二項、第十八条第三項若しくは第十九条第三項の規定による命令又は第十八条第二項ただし書の規定による承認をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会(以下この節において「委員会」という。)の意見を聽かなければならぬ。

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(勧告)

**第二十二条** 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第五十二条第一項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

てとつた措置について報告を求めることができる。

**第二十三条** 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第五十二条第一項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前第一条の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(建議)

**第二十四条** 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、必要があると認めるときは、電力の適正な取引の確保を図るために講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

(資料の提出等の要求)

**第二十五条** 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができるとする。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

経済産業大臣は、政令で定めるところにより、電気事業者に対する第五十二条第一項の規定による権限(第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定に関するものに限る)を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業





(委員)

**第四十五条** 委員は、電気事業、経済等に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する。

前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

委員は、再任されることはできる。

経済産業大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

委員は、再任されることはできる。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、三年とする。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

委員は、非常勤とする。

(委員長)

**第四十六条** 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

委員会の会議は、委員長が招集する。

委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

委員会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により

委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(資料の提出その他の協力)

**第四十七条** 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

委員会は、その所掌事務を遂行するため特に以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者とができる。

(政令への委任)

**第四十九条** この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

**第五十条** 国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために、当該利用に要する費用を電気の使用者に対する電気の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に對し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 経済産業大臣は、第三十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、推進機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第一条から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

等に関する規制その他の再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、又は供給しようとする者の利便性の向上を図るために措置についての検討並びにその結果に基づく必要な措置の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

**第五十二条** 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に對し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第十三条の規定による命令又は第十五条の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の規定による通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(報告微収及び立入検査)

**第五十二条** 経済産業大臣は、次に掲げる場合に、公示送達をすることとする。

2 第十三条の規定による送達について、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第百二条第一項、第一百一条、第一百二条の二、第一百三條、第一百五条、第一百六条及び第一百八条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第百二条第一項、第一百一条、第一百二条の二、第一百三條、第一百五条、第一百六条及び第一百八条の規定を準用する。

3 前条の規定による送達について、同項中「經濟産業大臣」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは、「經濟産業省の職員」と読み替えるものとする。

2 第十三条の規定による送達について、同項中「經濟産業大臣」とあり、及び同条中「經濟産業大臣」とあるのは、「經濟産業省の職員」と読み替えるものとする。

(送達すべき書類)

**第五十二条の二** 第十三条の規定による命令、第十五条の規定による取消し又は第十五条の第六条第一項若しくは第三十条の十一第一項の規定による命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 第十三条の規定による命令又は第十五条の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の規定による通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

**第五十二条の三** 前条の規定による送達について、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第百二条第一項、第一百三条第一項、第一百二条、第一百三條、第一百五条、第一百六条及び第一百八条の規定を準用する。

2 第十三条の規定による送達について、同項中「經濟産業大臣」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは、「經濟産業省の職員」と読み替えるものとする。

2 第十三条の規定による送達について、同項中「經濟産業大臣」とあり、及び同条中「經濟産業大臣」とあるのは、「經濟産業省の職員」と読み替えるものとする。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。  
(電子情報処理組織の使用)

**第五十二条の五** 経済産業省の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第九号に規定する处分通知等であつて第五十二条の二の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第五十二条の三において準用する民事訴訟法第二百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

(環境大臣との関係)  
**第五十三条** 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。  
(経過措置)  
**第五十四条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、経済産業省令で定める。

**第五十五条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

**第五十六条** 国の職員が、第七条第二項の規定による入札の実施に関し、その職務に反し、当該入札に参加しようとする者に談合を唆すことする秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

**第七章 罰則**

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始し

4 外国においてすべき送達についての公示送達にあつては、前項の期間は、六周間とする。た日から一週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

**第五十七条** 偽計又は威力を用いて、第七条第一項の規定による入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十五円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第五十八条** 第四十五条第九項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 第八条の三第二項の規定による入札業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした推進機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第六十条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第五項、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第十八条第二項の規定に違反して再生可能エネルギー電気を供給したとき。

**第六十一条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反したとき。

二 第十八条第一項又は第三十二条第三項から第五項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

**第六十二条** 第三十五条第一項又は第二項の規定に違反して帳簿を備え付けて、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

**四** 第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第六十三条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした推進機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の三第一項の許可を受けないで入札業務の全部を廃止したとき。

二 第八条の四、第十五条の二十二又は第四十四条の規定に違反して帳簿を備え付けて、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第五十二条第三項の規定による報告をせぬ、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による報告をせぬ、若しくは虚偽の報告をし、又は司頂の規則に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

**第五十七条** 偽計又は威力を用いて、第七条第一

**第六十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十条又は第六十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

の云ふに、額状変更要約書の前文、主に十二月二日政令が施行する十四項から。この次のレ

この法律は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までその効力を有する。この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までその効力を有する。この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までその効力を有する。

抜本的に実施する。この実施の行は、運営費の予算計の負担を減らすものとされるが、その結果、この法の施行後は、運営費の負担が減る。この法の施行後は、運営費の負担が減る。

の結果の見直しを試みる。  
平成三年六月一八日  
（第四回）

十三年二月の状況の勘査を実行することを所要の理由として、行はる。」及父の意見によれば、この件は、(附則第4号)「(附則第4号)から、(附則第4号)に係る規則の施行によるものである。」とある。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約（旧再生可能エネルギー電気特別措置法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金（旧再生可能エネルギー電気特別措置法第八条第一項の交付金をいう。以下この条において同じ。）に基づいて同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量とする。

施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後に附則第二条第一項の規定により算定した再生可能エネルギー電気の量とみなされるものとの間に付されたものとのみなされる者に対する交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約（旧再生可能エネルギー電気特別措置法第八条第一項に規定する特定契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとのみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として新電気事業法第三条の許可を受けたものとのみなされる者に対しても付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約

に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの時で表した量をいう。（以下この号において同じ。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量」とす。

3  
置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する特定電気事業者から電気による交付金であって、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十一条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量」とする。

ギー電気係る交付金であつて、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第ニ条の二の登録を受けたものとみなされる者に對して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量」とする。

**第三十五条** 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第

以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に

同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量とする。

施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関が附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）」の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気による納付金（前項に規定するものを除く。）の納付については、なほ從前の例による。

(平成二十六年法律第七十二号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により算定した電気の量とする。施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後に附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用者に対し請求することができるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金の額が、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に対しても請求することができるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」である。当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金の額（前項に規定するものを除く。）の請求については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量とみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

第三十七条 この法律の施行の際現に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（処分等の効力）

第三十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**  
**第四十条** 附則第二条から前条まで、第四十四条  
条、第四十七条 第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成二七年六月二十四日法律第四  
七号）抄  
**（施行期日）**

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の規定並びに附則第十八条、第十九  
条、第二十六条、第二十七条（附則第二十六  
条第一項に係る部分に限る。）、第三十二条、  
第四十二条第四項、第四十四条、第四十五条  
(第一号から第三号までに係る部分に限る。)  
第四十六条（附則第四十四条及び第四十五条  
(第一号から第三号までに係る部分に限る。)  
に係る部分に限る。）、第五十条第五項、第五  
十四条、第六十三条第四項、第七十三条、第  
七十四条及び第九十八条の規定 公布の日

**附 則** （平成二七年九月一日法律第六  
六号）抄  
**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** （平成二八年六月三日法律第五九  
号）抄  
**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条から第十九条までの規定 公  
布の日

二 第一条の規定及び次条の規定 平成二十八  
年十月一日

三 第三条の規定 電気事業法等の一部を改正  
する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定  
の施行の日

**（賦課金に係る特例に関する経過措置）**

**第二条** 前条第二号に掲げる規定の施行の日前に  
第一条の規定による改正前の電気事業者による  
再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措  
置法第十七条第一項の規定による認定を受けた  
事業所に係る同法第十六条第一項の規定により



第二項ただし書の規定の例により、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

3 第一項の規定による届出した再生可能エネルギー電気卸供給款又は前項の規定による承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日において、新法第十八条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

**第十七条** 経済産業大臣は、施行日前に、新法第三十二条第二項の規定の例により、平成二十九年度に係る同条第一項の納付金単価を定め、遅滞なく、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた納付金単価は、施行日において、新法第三十二条第二項の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行後三年を経過した後適切な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

#### 第二十条 政府は、この法律の施行後三年を経過した後適切な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

#### 附 則 (令和二年六月一二日法律第四九号)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中電気事業法目次の改正規定(電気事業者を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。)

、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第七条の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の四十第五号の改正規定、同法第三十二条第二項の改正規定(第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する同法百二十条第四号の改正規定、第五十五条の規定、同法百十九条第九号の改正規定及び第六条の十一を「第六十六条の十」に改める部分に限る。)及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定(公表の日)

#### 二 略

#### 三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項第一号の改正規定(「第九十九条第一号」を「第九十八条第一項第一号」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第五条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第二項に一号を加える改正規定、同法第十二条第一項の改正規定及び同法第十四条第一項の改正規定(「までに」の下に「掲げる業務並びに同条第二項第三号に」を加える部分に限る。)並びに附則第七条の規定(公表の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(指定入札機関及び費用負担調整機関の秘密保持義務に関する経過措置))

#### 4

#### 5

#### 6

#### 7

#### 8

#### 9

#### 10

#### 11

#### 12

#### 13

#### 14

#### 15

#### 16

#### 17

#### 18

#### 19

#### 20

#### 21

#### 22

#### 23

#### 24

#### 25

#### 26

#### 27

#### 28

#### 29

#### 30

#### 31

#### 32

#### 33

#### 34

#### 35

#### 36

#### 37

#### 38

#### 39

#### 40

#### 41

#### 42

#### 43

#### 44

#### 45

#### 46

#### 47

#### 48

#### 49

#### 50

#### 51

#### 52

#### 53

#### 54

#### 55

#### 56

#### 57

#### 58

#### 59

#### 60

#### 61

#### 62

#### 63

#### 64

#### 65

#### 66

#### 67

#### 68

#### 69

#### 70

#### 71

#### 72

#### 73

#### 74

#### 75

#### 76

#### 77

#### 78

#### 79

#### 80

#### 81

#### 82

#### 83

#### 84

#### 85

#### 86

#### 87

#### 88

#### 89

#### 90

#### 91

#### 92

#### 93

#### 94

#### 95

#### 96

#### 97

#### 98

#### 99

#### 100

#### 101

#### 102

#### 103

#### 104

#### 105

#### 106

#### 107

#### 108

#### 109

#### 110

#### 111

#### 112

#### 113

#### 114

#### 115

#### 116

#### 117

#### 118

#### 119

#### 120

#### 121

#### 122

#### 123

#### 124

#### 125

#### 126

#### 127

#### 128

#### 129

#### 130

#### 131

#### 132

#### 133

#### 134

#### 135

#### 136

#### 137

#### 138

#### 139

#### 140

#### 141

#### 142

#### 143

#### 144

#### 145

#### 146

#### 147

#### 148

#### 149

#### 150

#### 151

#### 152

#### 153

#### 154

#### 155

#### 156

#### 157

#### 158

#### 159

#### 160

#### 161

#### 162

#### 163

#### 164

#### 165

#### 166

#### 167

#### 168

#### 169

#### 170

#### 171

#### 172

#### 173

#### 174

#### 175

#### 176

#### 177

#### 178

#### 179

#### 180

#### 181

#### 182

#### 183

#### 184

#### 185

#### 186

#### 187

#### 188

#### 189

#### 190

#### 191

#### 192

#### 193

#### 194

#### 195

#### 196

#### 197

#### 198

#### 199

#### 200

#### 201

#### 202

#### 203

#### 204

#### 205

#### 206

#### 207

#### 208

#### 209

#### 210

#### 211

#### 212

#### 213

#### 214

#### 215

#### 216

#### 217

#### 218

#### 219

#### 220

#### 221

#### 222

#### 223

#### 224

#### 225

#### 226

#### 227

#### 228

#### 229

#### 230

#### 231

#### 232

#### 233

#### 234

#### 235

#### 236

#### 237

#### 238

#### 239



二 略

第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条  
条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二  
の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二  
十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条  
の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二  
条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条  
の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び  
に関する法律第四条の四第一項、第六条の四  
及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八  
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九  
条改正規定、第七条中協同組合による金融事業  
十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六  
条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第  
五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の  
二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条  
中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第  
十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫  
法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及  
び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中  
銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五  
十二第六号、第五十二条の六十の二第二項及  
び第五十二条の六十一の五第二項の改正規  
定、第十四条中保険業法第六条第一項、第  
二百七十二条の四第一項、第二百七十二条的  
三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二  
百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び  
第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中  
資産の流動化に関する法律第七十条第一項の  
改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合  
中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第  
の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の  
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び  
に附則第十四条から第十七条まで、第二十三

### 三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から

（罰則に關する経過措置）

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月一日

第四条まで及び第六十七條の規定 令和六年四月一日

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第  
（皆貝に關する経過措置）

**(罰則にに関する経過措置)**  
**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にいた行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。